

物 件 調 書

所 在 地	下田市東中7-8 旧下田警察署敷地内
樹 種 名	カナリーヤシ(フェニックスカナリエンス)
規 格 等	幹高 約6m
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件樹木は、葉根本～幹中心部にかけてタマシダが寄生しています。(別添写真参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2年に1回程度葉の剪定を行っていました。樹木診断等はありません。移植等による樹木の衰退・枯死等については、落札者の管理責任とします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件樹木は現地において現状での引渡しとなります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木移植等に係る必要経費及びその他契約締結によって生じる経費は落札者の負担とします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、旧下田警察署は解体工事を行っているため、仮囲い等の設置があり、解体工事業者等の出入りがあります。</li> <li>※現地説明会に参加される場合は、ヘルメット持参の上、着用をお願いします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木搬出作業は落札者の責任において実施していただきます。本件樹木の敷地外への搬出等下記作業は、令和7年10月20日(月)までに完了させてください。</li> <li>※搬出の日時、方法等については警察本部総務部施設課へ事前に連絡いただき、協議のうえ旧下田警察署解体工事に支障が出ない範囲で作業していただきます。</li> <li>※本件樹木撤去部分については、掘り起こした際の発生土及び碎石により埋め戻しをしてください。整地及びアスファルトの復旧は不要です。</li> <li>※根の状況により、影響範囲が大きくなる可能性もあるため、搬出及び埋め戻し時には解体工事業者等と調整をお願いします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧下田警察署の解体図面は警察本部総務部施設課及び下田警察署で保管しているため、移植に伴う搬出作業等の確認に必要であれば閲覧可能です。</li> <li>※閲覧を希望する場合は、事前連絡をください。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。</li> <li>必ず、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。</li> </ul>	



タマシダ



## 品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

## その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 旧下田警察署の解体図面は静岡県警察本部総務部施設課又は下田警察署において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。  
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 樹木の移植等を行う場合の費用負担については、県は対応しません。また、樹木を搬出する場合は、解体工事現場での作業となりますので、工事車両との交通事故等含め、想定される工事関係の事故に十分注意してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

# 旧下田警察署

住所：下田市東中7-8

## 案内図



## 詳細図

